



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 近藤 宜彰
(コード番号 6819)
問い合わせ先
専務取締役 村上 東 哲
電話番号 03-3493-3080

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月29日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行をもって当社の株券を発行する旨の規程を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規程を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第7条、第9条第2項、第11条、第12条第3項）ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第10条、第12条第3項）
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月29日（月）（予定）
定款変更の効力発生日 平成21年6月29日（月）（予定）

以 上

(別紙)

(下線部変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。	<削除>
(单元株式数) 第9条 (条文省略) 2. 当社は、单元未満株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	(单元株式数) 第8条 (現行どおり) <削除>
(单元未満株主の権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について次に挙げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することはできない。 (1) ～ (条文省略) (3)	(单元未満株主の権利) 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について次に挙げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することはできない。 (1) ～ (現行どおり) (3)
(株式取扱規程) 第11条 当社の発行する株券の種類ならびに、株式の名義書換、单元未満株式の買取、その他の株式または新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株取扱規程) 第10条 当社の株式の名義書換、单元未満株式の買取、その他の株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に据え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、届出の受理、单元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に据え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、届出の受理、单元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。
第13条	第12条

<p>～ (条文省略)</p> <p>第45条</p> <p><新設></p>	<p>～ (現行どおり)</p> <p>第44条</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 本会社の株券喪失簿の作成および備置その他の株券喪失登録簿に冠する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>
---	---